奈福介福第３５４号

令和６年９月１８日

奈良市居宅介護支援事業者

奈良市地域包括支援センター　各位

奈良市福祉部　介護福祉課長

　　　　　　　福祉政策課長

　　（公印省略）

居宅サービス計画作成依頼届出書及び介護予防サービス計画作成・

介護予防ケアマネジメント依頼届出書【居宅の届出】の事務見直しについて

平素は、奈良市介護保険行政にご理解とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

令和６年４月の制度改正により、居宅介護支援事業者においても介護予防支援事業者の指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となり、令和６年４月９日付奈福介福号外で通知をしたところです。

これまでから奈良市では、適正化事業の取り組みの一環として、居宅の届出を提出いただく際、新規や区分変更など、介護区分が未確定の場合は、「暫定届（仮届）」として受理し、結果が出てから「本届」を提出いただくことで、計画等が作成されているか、一連のプロセスが行われているかを確認しています。一方で、居宅の届出の提出時期を「すみやかに」という表現に留めていることや、「暫定届」と「本届」受理の際、双方の認識の相違から提出が遅れ、請求の返戻等の一因ともなっていました。

この度、事務負担の削減や業務の効率化を図ることを目的に、令和６年１０月１日より「暫定届」と「本届」を一本化いたします。

つきましては、下記をご参照のうえ、ご対応くださいますようお願いいたします。

記

　１、居宅届について【PDFファイル】 　　 ・居宅届について 　・暫定ケアプランについて　　・提出先等について

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 　　　 ・居宅届の提出から給付管理までの流れ　・遡及について

　２、令和6年10月1日以降の変更点について

※サービス利用開始日が令和６年１０月１日分より運用変更いたします。

|  |
| --- |
| 奈良市役所介護福祉課　給付係電話：0742-34-5422（直通）e-mail:kaigofukushi@city.nara.lg.jp |